

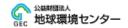
平成 27 年度 二国間クレジット制度を利用した REDD+プロジェクト 補助事業公募に関する質問に対する回答

【公募説明会での質問と回答(6月16日開催)、7月7日一部修正】

- Q: クレジット配分について、ホスト国政府での配分に関する法令などが制定されていない国での 活動を実施する場合、当該法令を策定するための支援活動は補助対象になるか。
- A: ご指摘の法令についてはホスト国政府が制定するものであり、その制定作業に本補助事業の事業者が直接作業することは想定されにくいので、補助対象とはなりません。なお、クレジットの配分に関して、ホスト国の法令で REDD+により発生したクレジットを一定量納めることが規定される可能性があります。その場合、交付要綱第 16 条 2 項に記載しているとおり、ホスト国政府に一定量を納入した後に残ったクレジットの 1/2 以上を日本国政府に納入してもらえば問題ありません。例えばクレジットを 1/2 納入することがホスト国の法令で定められている場合、3 年間について 1/4 以上は日本国政府に納めてもらい、さらに残った分をプロジェクト参加者等で自由に配分していただいて問題ありません。
- Q: 実質活動期間半年間で補助金 4000 万円を使用し、その後 3 年間報告することになると理解するが、補助金の繰越は可能か。
- A: 単年度事業であり、繰り越しはできません。その後3年間の報告は、事業者の自己負担になります。なお、報告はMRV結果を示したExcelファイルを提出いただくことがメインです。
- Q: クレジット発行のみでは、収益は見込めないと考えている。そのため事業を起こすための設備 (例えばバイオ燃料生産のための設備)は補助対象となるのか。
- A: バイオ燃料生産のための機械は設備費、肥料や種子は消耗品費及び備品購入費の費目が該当します。
- Q: 交付要綱第 16 条 2 項に関連して、本年度補助事業に採択され、クレジットが発行が可能となった場合、既に事業を開始していた後のクレジットについて納付の義務はあるのか。例えば昨年度、環境省の REDD+実証調査を実施しているが、その分の削減量を納付する必要はあるのか。
- A: クレジット納付義務は、本補助事業を開始してからとなりますので、交付決定日以降となります。
- Q: 委託費の費目で、一般管理費と消費税は外注先に適用しても構わないか。
- A: 外注先の一般管理費は含めていただいて結構です。消費税は除いてください。
- Q: 約束草案に JCM の展望が位置づけられているが、今後国際交渉で国際的な取り組みとして認められる見込みはあるのか。
- A: 現時点での日本の 2020 年の削減目標は 2005 年比で 3.8%削減となっています。COP18 決定において、CDM 以外に様々なアプローチを使用することが認められており、JCM はこの様々なアプローチとして実施しております。JCM クレジットを 2020 年の目標達成に活用することについては、カンクン合意によって日本政府として提出が義務づけられている UNFCCC への隔年報告書に記載しており、この報告書の内容は既に国連審査団の審査も終了しています。
 - 2020 年以降については、日本の削減目標は 2030 年時点で 2013 年比 26%削減、2005 年比 25.4%減としています。この目標に国際的な市場メカニズムからのクレジットをどのようにカウントするか等につき、パリでの COP21 に向けて国際交渉が行われていますが、我が国としても適切にカウントするよう働きかけていくつもりです。



- Q: 発生したクレジットについて、事業者はどのように活用できるか。自社の削減目標達成への活用や、既存のマーケットにおいて売買は可能となるのか。
- A: 獲得したクレジットをどのように活用できるのかについて、まず自社の削減目標達成への活用は可能です。JCM は non-tradable としてスタートしており、クレジットの売買が国境をまたがることは不可ですが、J クレジットなどのように国内での売買は可能となるように、本年秋ごろまでには制度案を固めていきたいと考えています。
- Q: REDD+に関する JCM ガイドラインの策定について、状況を教えて頂きたい。
- A: 今後 REDD+専用の JCM ガイドラインとしては、方法論作成ガイドライン、PDD 及びモニタリングレポート作成ガイドライン、バリデーション・ベリフィケーションガイドラインを策定する予定です。先日インドネシアで方法論作成ガイドラインのドラフトについて協議してきたところですが、その他の国も順次協議を進めてまいります。
- Q: 人件費について、その積算方法は昨年度と同じなのか。また、コンサル等で設定している受託 単価を使用しても良いのか。
- A: 補助事業では人件費の実費のみが補助対象となります。また、人件費単価について、応募段階では受託単価あるいは健保等級で構いませんが、交付申請時には実績単価を適用することが必要となります。
- Q: 委託費の上限は昨年度の外注費と同様に50%なのか。
- A: 昨年度は委託調査でしたが、今回は補助事業ですので、委託費(外注)の上限 50%というルール はありません。
- Q: 交付要綱 16 条に関して、クレジットが発行されない場合も想定しているのか。
- A: 各種ガイドラインがまだ確定されていないこともあり、まずクレジット獲得は目指していただき、発行された場合には日本国政府に一定量の納付を義務付ける、という形にしています。
- Q: 実際に試験植林を進めているが、本年度の補助事業では、大規模な試験植林も補助対象となるか。過去に行った試験植林は削減・吸収量として評価されるか。
- A: 本補助事業では実事業の実施が目的ですので、試験植林でなく実事業を実施してください。過去に実施された植林事業については評価されるべきことですが、今回 JCM 化することで新たに GHG をどれだけ削減出来るのかということを目標としていますので、過去分をクレジット化することは考えていません。
- Q: 財務諸表が揃えられない場合、例えばホスト国のカウンターパートは企業ではなく、現地の組合のような団体であり、そこが森林管理をしている場合、どうしたらよいか。
- A: 財務諸表が揃わないような相手と国際コンソーシアムを組む場合でも、できる限り財務諸表に 代わるような書類を揃えて提出ください。
- Q: 本年度、1件当たりの補助金額は4000万円とあるが、想定の採択件数はあるのか。
- A: 4000 万円×2 件を想定しています。なお、公募に関して公平性を保つために、質問等がある場合、問い合わせはメールで GEC 宛に連絡ください。
- Q: セーフガードに関するガイドラインについて、今後作成の予定はあるのか。
- A: 現在、セーフガードに関する個別のガイドラインを作成するかどうかについては確定しておりませんが、国際交渉の状況を踏まえつつ、パートナー国とも協議のうえ、必要に応じて検討してまいります。
- Q: 補助金を使用せずに REDD+で JCM 登録を目指すというケースも考えられるのではないか。その場合、JCM プロジェクト化実現において不利となるか。



A: REDD+にかかわらず、JCM プロジェクト化にあたっては、クレジットが non-tradable のため、ホスト国にとってメリットがないと JCM プロジェクト化は難しいと考えています。資金支援がない中で JCM プロジェクト化してクレジットを獲得することについては、ホスト国の理解を得ることは難しいと考えられます。

Q: 署名国はアジアが中心に見受けられるが、アフリカなどでも事業を提案することは可能か。

A: 基本的には現時点で署名国及び署名が確定している 15 か国が優先国となります。このうちアフリカでは、ケニア・エチオピアが既に署名しています。その他の国でも提案いただくことは可能ですが、優先順位は低くなります。

Q: 本年度の想定は 4000 万円が 2 件の採択とのことだが、来年度以降の予算見通しはいかがか。 また他のスキームは検討しているか。

A: 本年度 8000 万円の予算が認められましたが、今後予算が拡大する見込みは少なく、良くて現 状維持だと思われます。

以上